

## 指定地域における小規模・未規制事業場に対する都府県の規制・指導状況(概要)

## (1) 小規模事業場に対する都府県条例による排水基準の設定状況

「小規模事業場」とは、水質汚濁防止法届出対象事業場であるが、国が定めた一律排水基準(有害物質以外の項目)が適用されない日平均排水量50m<sup>3</sup>未満のものをいう。ここでは水質汚濁防止法第3条第3項に基づき都府県が条例により定めた排水基準の状況を整理した。この基準値を超過した場合、水質汚濁防止法に基づき罰則が適用される。

## (2) 未規制事業場に対する都府県独自の規制の状況

「未規制事業場」とは水質汚濁防止法届出対象となっていない事業場をいい、ここではこれらの事業場に対する条例に基づく規制(罰則規定、改善命令等(命令違反に対する罰則規定のあるもの)の規定を有するもの)の状況を整理した。

## (3) 小規模事業場・未規制事業場に対する指導基準

小規模事業場・未規制事業場の排水濃度等に係る都府県の指導基準を整理したもの((1)及び(2)を除く)。

## (1) 小規模事業場に対する都府県条例による排水基準の設定状況

都府県	対象水域名	適用		BOD		COD		窒素	りん
		業種等	日平均排水量等 (m <sup>3</sup> /日)	海域・湖沼 排出	海域・湖沼 以外排出	海域・湖沼 排出	海域・湖沼 以外排出		
埼玉県	全水域	動物系/有機質肥料製造業、飲食店等・病院ちゅう房、浄化槽等	10 未満	×	○	○	×	×	×
		全業種・施設	10 以上						
千葉県	東京湾	畜産関係施設(窒素・りんは30m <sup>3</sup> /以上に適用)	0 超(※)	×	○	○	×	○	○
		その他全業種	30 以上						
東京都	東京湾	全業種・施設のうち、条例上の工場・指定作業場の一部	0 以上	×	○	○	×	×	×
神奈川県	東京湾	畜産関係施設(300m <sup>3</sup> 以上の豚房、200m <sup>3</sup> 以上の牛房)	50 未満	×	○	○	×	×	×
		し尿浄化槽、下水道終末処理施設							
岐阜県	伊勢湾	鉱業、窯業原料精製業(矢作川)、採石業、砂利採取業、と畜業、し尿処理(72号)	0 以上	×	○	×	指導基準	×	×
		窯業原料精製業(矢作川除く)	10 以上						
		畜産食料品/飲料製造業、繊維製品製造業、化学工業、金属製品製造業、と畜業	30 以上						
愛知県	伊勢湾	非鉄金属鉱業等一部業種	0 以上	○	○	○	○	×	×
		上記以外及び一部既設事業場	20 以上						
三重県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都府	瀬戸内海	全業種・施設	30 以上	×	○	○	×	×	×

都府県	対象水域名	適用		BOD		COD		窒素	りん
		業種等	日平均排水量等 (m <sup>3</sup> /日)	海域・湖沼 排出	海域・湖沼 以外排出	海域・湖沼 排出	海域・湖沼 以外排出		
大阪府	瀬戸内海	全業種・施設	30 以上	○	○	○	○	×	×
奈良県	全水域	風致地区設置又はS47以降設置(豚房、動物系飼料/有機質肥料製造業、化学工業、金属製品製造業等22施設)	10 以上	×	○	○	×	○	○
和歌山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	瀬戸内海	全業種・施設	30 以上	下水道・浄化槽のみ	○	○	○	×	×
岡山県	児島湖指定地域	し尿処理施設、下水道終末処理施設	最大50 未満	○	○	×	×	○	○
		鉱山、化学工業、金属製品製造業、飲食店ちゅう房等	最大50未満 平均20以上	×	×	○	○		
		畜産業、食料品製造業、繊維工業、洗濯業等	20 未満	○	○				
	児島湖指定地域外	鉱山、畜産業、繊維工業、食料品製造業、化学工業等	最大50 未満	湖沼のみ	○	×	×	×	×
		し尿処理施設							
全水域	指定地域特定施設	50 未満	○						
広島県	全水域	CN/Gr使用事業場、と畜場等3業種	30 以上		○		×	○	○
	瀬戸内海	全業種・施設	最大50 以上	×	×	○	○	×	×
	呉水域	CN/Gr使用事業場、と畜場等3業種	30 以上						
山口県	日本海に面する一部の地域を除く	畜産食品/水産食品製造業	10 以上	×	○	○	×	×	×
		動物系飼料/有機質肥料製造業他5業種	50 未満						
徳島県	-	水域別に適用業種等を規定	最大50 以上	○ ○ ○ ○ (業種により適用されない場合がある)				×	×
	全水域	畜産農業、サービス業	0 以上	○	○	○	○	×	×
香川県	全水域	旅館業を除く	最大50 以上	×	○	○	○	×	×
愛媛県	全水域	畜産業を除く	最大50 以上	×	×	○	○	×	×
	四国中央水域	し尿処理施設	0 以上	○	○	×	×		
福岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大分県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(参考:一律排水基準)	全業種・施設	50 以上	×	○	○	×	○	○	

業種・施設は主なものを記載している。

(2) 未規制事業場に対する都府県独自の規制の状況

都府県	対象水域名	対象施設・業種	日平均排水 量(m <sup>3</sup> /日) 等	BOD		COD		窒素	りん
				海域・湖沼 排出	海域・湖沼 以外排出	海域・湖沼 排出	海域・湖沼 以外排出		
埼玉県	全水域	弁当製造業(350食以上)ちゅう房施設、コルゲートマシン、飲食店 (250㎡以上)ちゅう房施設、カット野菜製造業洗浄施設等6施設	10以上 10未満	×	○	○	×	NP湖沼水域のみ	
		上記以外	10以上					×	×
		千葉県	全水域					油缶等空缶再生業洗浄施設、ばい煙・粉じん湿式処理施設	30以上
		牛房(100㎡以上)、豚房(100㎡以上)、鶏舎(1000羽以上)	0超				×	×	
東京都	東京湾	条例対象44施設・作業場の一部	0以上	×	○	○	×	×	×
神奈川県	全水域	全業種・施設	業種による	○	○	○	○	×	×
岐阜県	全水域	段ボール製造業のり付施設(コンスターチのみ)	0以上	×	○	×	指導基準	×	×
		スプレー式施釉施設	10以上						
		写真製版施設、吹付塗装廃棄洗浄施設	30以上						
		自動車整備業洗浄施設、給油所、大理石製造業等切截施設 等	50以上						
愛知県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三重県	全水域	鉄道業車両洗浄施設	30以上	×	○	○	×	×	×
		家具製造業塗装水洗ブース	50以上						
京都府	瀬戸内海	食料品製造業、木材製品製造業、紙製品製造業、化学工業、金属 製品製造業、飲食店営業等で28施設	30以上	×	○	○	×	×	×
大阪府	瀬戸内海	牛房施設、食料品製造業洗浄施設、化学工業洗浄施設、共 同調理場ちゅう房施設等15施設	30以上	○	○	○	○	×	×

奈良県	全水域	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、病院のレントゲン自動現像装置、臨床検査室、自動洗びん施設、家畜飼養業畜舎	50以上	×	○	○	×	○	○
和歌山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	全水域	廃ガス洗浄施設、ちゅう房施設(面積100㎡以上)等6施設	50以上	×	○	○	×	指導	指導
岡山県	児島湖指定地域外	錬り製品らいかい施設、飲食店営業等洗米施設、豆菓子製造業湯煮施設、廃ガス洗浄施設等11施設	最大50以上 または平均 20未満	×	×	○	○	×	×
	児島湖指定地域内	錬り製品らいかい施設、飲食店営業等洗米施設、豆菓子製造業湯煮施設、廃ガス洗浄施設、飲食店営業ちゅう房施設等19施設						○	○
広島県	全水域	パン・菓子製造業洗浄施設、理化学試験研究用洗浄施設、流水式塗装施設	50以上	×	○	○	×	×	×
		上記のうちCN、Cr使用事業場	30以上						
山口県	全水域	繊維工業洗浄施設、金属製品製造業洗浄施設、自動車整備業蒸気洗浄施設、水産食料品製造業解体施設、飲食店ちゅう房等9区分	0~50以上 (区分による)	×	○	○	×	×	×
徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香川県	全水域	非鉄金属製造業からみ処理施設(溶融物冷却施設)	50以上	×	○	○	×	×	×
愛媛県	全水域	亜鉛溶融めっき施設、トラックミキサー洗浄施設、プラスチック製品製造施設	0以上	×	○	○	×	×	×
福岡県	全水域	一般廃棄物処理施設(除焼却施設)湿式集じん施設	50以上	×	○	○	×	○	○
大分県	-	-	-	-	-	-	-	-	-

罰則規定、改善命令等(命令違反に対する罰則規定のあるもの)の規定を有するものに限る。  
業種・施設は主なものを記載している。

(3)小規模事業場・未規制事業場に対する指導基準

都府県	対象水域名	適用		BOD		COD		窒素	りん
		業種等	日平均排水量 (m <sup>3</sup> /日)	海域・湖沼 排出	海域・湖沼 以外排出	海域・湖沼 排出	海域・湖沼 以外排出		
埼玉県	工場集中地域、苦情・水質異常多発地域、水質悪化著しい地域	排水基準不適用特定事業場	10 以上	○	○	×	×	×	×
千葉県	全水域	浄化槽(51人以上)	-	×	×	×	×	NP除去型設置指導	
	A類型	浄化槽(101人以上)	-	○	○	×	×	×	×
東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岐阜県	全水域	地方卸売市場、給食センター、病院(300床未満)	要件なし	×	○	×	○	×	×
愛知県	伊勢湾	上乗せ排水基準適用特定事業場	50 未満	×	×	特定排水		特定排水	
		上乗せ排水基準非適用特定事業場	20 以上	×	×	○	○	○	○
		集団給食施設・弁当製造業等調理施設、段ボール製造業コルゲートマシン、総菜製造業・パン/菓子製造業洗浄施設、水溶性油剤使用金属工作機械	50 以上	×	×	○	○	○	○
三重県	全水域	小規模事業場	20 以上	×	×	○	○	×	×
		未規制事業場	50 以上						
京都府	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪府	瀬戸内海	法・条例対象業種・施設	30 以上	×	×	×	×	○	○
奈良県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和歌山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山県	全水域	鉱山、畜産農業、食料品製造業、繊維工業、化学工業、金属製品製造業、飲食店ちゅう房、洗濯業、浄化槽等	-	×	×	×	×	○	○
広島県	全水域	特定事業場、パン・菓子製造業洗浄施設、理化学試験研究用洗浄施設、流水式塗装施設、病院(300床未満)ちゅう房等	30 以上	×	○	○	×	○	○
山口県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	全水域	小規模・未規制	要件なし	×	○	○	×	○	○
香川県	全水域	小規模事業場	要件なし	×	○	○	×	○	○
愛媛県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡県	全水域	特定事業場	30以上又は特に負荷量が多いと認められるもの	×	○	○	○	×	×
大分県	-	-	-	-	-	-	-	-	-

排水濃度に係る指導基準。罰則規定、改善命令等(命令違反に対する罰則規定のあるもの)の規定がないもの。  
業種は主なものを記載している。